

## 弘前市空き家所有者等情報の外部提供実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が空き家の利活用促進対策の一環として、弘前市空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定書の第2条第1号に定める空き家等の利活用を促進する取組に基づき、弘前市（以下、「市」という。）と協定を締結している青森県宅地建物取引業協会（以下、「宅建協会」という。）及び全日本不動産協会青森県本部（以下、「全日協会」という。）と連携し、市が取得する空き家及び空き家の所有者等に関する情報（以下、「空き家所有者等情報」という。）の活用による新たな相談体制を構築するために必要な事項を定め、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進及び地域の活力向上に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していないもの又はこれらと同様の状態にあるもの
- (2) 会員 宅建協会又は全日協会に加盟する宅地建物取引業法第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者で、市内に本店または支店を有する法人又は市内に住所を有する個人業者
- (3) 所有者等 所有者、占有者及び管理者で空き家に係る所有権その他の権利により空き家の売却（解体更地渡しを含む）及び賃貸の交渉を行うことができる者、もしくはその代理人

### (所有者等の意向確認)

第3条 市は、会員から宅建協会又は全日協会を通じて空き家所有者等情報の提供依頼があった場合において、空き家所有者等情報の提供に関する所有者等の意向を確認し、所有者等が情報提供を承諾した場合は、空き家所有者等情報の外部提供に関する同意書（以下、「同意書」という。）（様式第1号）により所有者等の同意を得るものとする。

2 市は、会員から空き家所有者等情報の提供依頼がない場合において、空き家の所有者等が空き家所有者等情報の提供を希望する場合は、同意書（様式第2号）により所有者等の同意を得るものとする。

3 第1項の情報提供依頼及び前項の同意書の受付期間は5月から翌年の2月までとする。

4 第1項の意向調査を開始した日から1か月経過後も意向確認ができなかった場合は、所有者等が情報提供について同意しなかったものとみなす。

(所有者等情報の外部提供)

- 第4条 市は、前条第1項の同意書が提出された場合において、宅建協会又は全日協会に対して同意書の写しを提供し、提供を受けた宅建協会又は全日協会は、情報の提供依頼をした会員1社に対し、同意書の写しを提供するものとする。
- 2 市は、前条第2項の同意書が提出された場合において、宅建協会、全日協会及び会員(事前に登録されたものに限る。)に対して同意書の写し(所有者等に関する情報を除く。)を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、1社の会員が所有者等との交渉を希望する場合は、宅建協会又は全日協会に対して同意書の写し(所有者等に関する情報を含む。)を提供するものとし、提供を受けた宅建協会又は全日協会は、交渉を希望した会員1社に対し、同意書の写し(所有者等に関する情報を含む。)を提供するものとする。
- 4 第2項の場合において、2社以上の会員が所有者等との交渉を希望する場合は、交渉を希望する会員のリストを所有者等に提供するものとする。

(交渉・契約等)

- 第5条 空き家の売買(解体更地渡しの土地の売買を含む)及び賃貸の交渉・契約等については、会員と空き家の所有者等又は所有者から委任を受けたものとの間で行うものとする。
- 2 会員が前項の規定による契約を締結した場合は、速やかに市に報告するものとする。
- 3 市は空き家の売買及び賃貸の交渉・契約等については直接これに関与しない。

(個人情報の取り扱い)

- 第6条 市、宅建協会、全日協会及び会員は、空き家所有者等情報の外部提供の実施により取得した個人に関する情報について、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取扱い、この要綱の目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。
- 2 前項の規定に違反した者及び不適切な行為を行ったと認められる者に対しては、当面の間、第3条に規定する同意書の写しを提供しないこととする。

(その他)

- 第7条 この要綱の定めのない事項及びこの要綱に疑義が生じたときは、市と宅建協会及び全日協会が協議の上、定めることとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。